

子どもたちの給食が変わります！

神崎市学校給食共同調理場建設工事に着手



◀完成予想図

神崎市の子どもたちの健やかな成長にとって、食は大切な教育環境です。神崎市学校給食共同調理場は、環境に配慮し、安全な給食を供給できるように建設計画を進めてきました。特に、神崎市学校給食共同調理場建設検討委員会（宮島清委員長）の提言を踏まえ、市内小中学校への配送を考えた場所の選定を行い（横武クリーク公園西側駐車場）環境にも配慮した設計とし

ています。また、危害分析・重要管理点方式HACCP（ハセツプ方式）を導入し、衛生管理の徹底を図るために、適切なゾーニングによる衛生管理、ドライ方式、オール電化厨房の導入など食の安全を求める社会的ニーズに応える高度な安全管理を実現しています。この調理場は、地域の食文化の情報発信拠点としての役割を持ち、子どもたちの食育学習施設としての

神崎市学校給食共同調理場建設概要

- 建設場所 神崎市神崎町横武 1501 番地
- 敷地面積 5,289㎡
- 建設規模 鉄骨造り 2 階建て 1,812㎡
- 計画食数 3,200 食／日
- 工事期間 平成 23 年 3 月 16 日
～平成 24 年 8 月 31 日
- 工事請負者 中野・ニシムラ建設共同企業体
- 請負金額 953,797,000 円（税込）

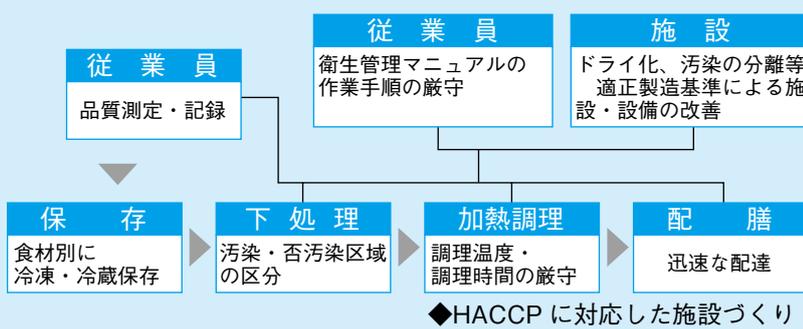
さらきを持っていきます。さらに、米飯完全給食の実施、アレルギー対応調理場も完備した、市内の子どもたちの健やかな成長を願う学校給食調理場です。子どもたちに、この調理場でつくったおいしい給食が届くのは、平成 24 年度 2 学期からの予定です。

◎問い合わせ先

神崎市教育委員会
学校教育課
☎ 4412384

危害分析・重要管理点方式 HACCP（ハセツプ方式）とは：

食品の衛生管理システムの国際標準です。技術的、科学的な根拠に基づいて連続的に管理状態をモニターし、製造ロット内のすべての製品を保証しようとするものです。



神崎市文化財

2件を指定

神崎市教育委員会は、神崎市文化財保護審議会（高島忠平会長）の答申を受け、3月31日に仁比山地蔵院六地藏塔と鹿路神社の杉の2件を新たに文化財に指定しました。

市内最古の六地藏塔

【仁比山地蔵院六地藏塔】

仁比山地蔵院は、天平元年（七二九年）に聖武天皇の勅願により行基が草創したと伝えられる仁比山護国寺三十六坊の一つで、現在の九年庵にあります。戦国時代に大友宗麟の兵火により焼失しましたが、江戸時代に再興されました。明治時代の神仏分離による貧困の中、実業家



仁比山地蔵院六地藏塔

鹿路神社は三継山の南、名尾川の支流蓬原川沿いの鹿路地区に位置します。鹿路の地名は、鹿の蹄の跡を多く残していたこと、また、後鳥羽上皇が絹巻の里（鳥羽院）へ向かう途中、「この道は

伊丹弥太郎により土地交換が行なわれ現在の地に築造され現在に至り、天台宗仁比山地蔵院として崇敬されています。

六地藏は、六道（地獄道、餓鬼道、畜生道、修羅道、人道、天道）における死後の救済を求めて作られたもので、中世以降に流行しました。この六地藏塔は境内の一角にあり、竿石、中台、尊像、笠、宝珠の五部分が完備し、摩滅や欠損も少なく、銘文から永正十四年（一五一七年）に建てられたことが明らかで、制作年代が分かる市内の六地藏塔として最も古く貴重なものであり、神崎市内の石造物を代表するものとして、市重要文化財（建造物）に指定しました。

【鹿路神社の杉】

鹿路神社の杉

鹿路神社は三継山の南、名尾川の支流蓬原川沿いの鹿路地区に位置します。鹿路の地名は、鹿の蹄の跡を多く残していたこと、また、後鳥羽上皇が絹巻の里（鳥羽院）へ向かう途中、「この道は



鹿路神社の杉

鹿の通る路にてあらむ」と申されたとの伝説によると云われま

脊振村史によれば、神社の祭神は葛城一言主神（かつらぎひとことぬし）で、弘長三年（一二六三年）に創建、一時衰えましたが天文五年（一五三六年）神代勝利が再建したと記載されています。鹿路神社の杉は、神社の御神木として祀られており、佐賀県の名木・古木に登録され、推定樹齢六百年とされています。市内の杉のなかで推定樹齢が一番長く、樹勢、樹形もよく市を代表する古木として、市天然記念物に指定しました。

◎問い合わせ先

神崎市教育委員会
社会教育課

☎ 44-2296

春の交通安全県民運動 (5月11日～20日)が 実施されます

今回の運動は、

- ・自転車の安全利用の推進
- ・全ての座席でのシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ・飲酒運転の根絶

を重点と定め実施されます。

一人ひとりが心のゆとりを忘れずに、交通ルールとマナーを守りましょう。



自転車安全利用5則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

自転車は、道路交通法で「軽車両」という位置づけになっています。自転車でも交通事故を起こせば刑事罰（懲役刑や罰金）の対象となります。

◎問い合わせ先

神崎市役所 総務課

☎ 37-0100

有料広告

有料広告

家づくり

新築フルオーダーの家。
想いを形にしませんか？

安心・快適な

リフォーム

水廻り・水・漆喰のお部屋
・健康な生活に。

地域密着で頑張っています！アフターメンテナンスもお任せ下さい！お見積り無料。お気軽にどうぞ♪

（株）アレスホーム TEL (0952)52-7777